

## [VI] 琴引浜の鳴き砂保全の取組み（京都府・旧網野町）

### ■ 地域の特徴

琴引浜は丹後半島北西岸の京都府京丹後市（平成 16 年の合併前は網野町）の掛津地区と遊地区にまたがる、日本最大級の鳴き砂の海岸である。海岸線総延長 1.8km、面積は 155ha、標高 50m ほどの松に覆われた古砂丘の前面に広がり、中心に岩礁地帯（太鼓浜）があり、アワビやサザエ、貝、海藻などの豊富な海の資源を育てている。琴引浜のある京丹後市網野町は、人口約 14,000 人で、かつては丹後ちりめんが基幹生産であった。しかし、ここ 30 年で生産量は 10%以下になり、掛津地区では多くの住民がいち早く織屋から民宿に転職し、現在では夏の海水浴や冬のカニ料理等の観光業を中心とした地区となっている。

琴引浜の鳴き砂の歴史は古く、戦国時代の丹後田辺城主・細川幽斎の歌が残っているなど、歴史的に鳴き砂の記録が残されている。白砂青松の美しい風景は「日本の白砂青松百選」（社団法人日本の松の緑を残す会）、「残したい日本の音風景百選」（環境省）、「日本の渚百選」（文部科学省）に選ばれている。平成 19 年に琴引浜は国天然記念物及び名勝に指定された。平成 22 年 10 月、鳥取市から京丹後市まで総延長約 110km の海岸線が「山陰海岸ジオパーク」として、日本で 4 番目に世界ジオパークネットワークに加盟認定され、その中でも琴引浜は重要なジオサイト（地質遺産）となっている。

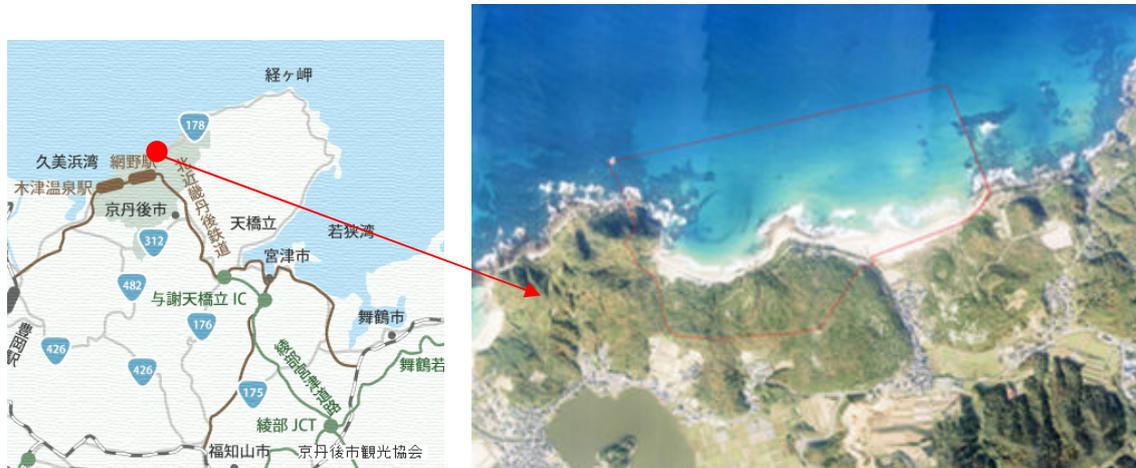


図 4-30 国の天然記念物及び名勝の指定範囲（左図の赤線で囲まれた範囲）

（出典：京丹後市のホームページ）

## ■ 取組みの概要

昭和 51 年に同志社大学教授の三輪茂雄氏（故人）から網野町長へ、鳴き砂保護の要請文が送付されたことなどを契機に、網野町や地元住民と三輪氏の交流が行われ、貴重な資源としての鳴き砂の認識が共有された。町は昭和 53 年に琴引浜を、そして昭和 57 年に鳴き砂を文化財指定して、その保全が始まった。ところが、昭和 61 年に民間のリゾート開発の計画が持ち上がり、三輪氏の啓発で鳴き砂の希少性、重要性を再認識するようになった地元住民で、「琴引浜の鳴り砂を守る会」（以下守る会と記す）を設立し、旧網野町教育委員会・文化財担当の事務局協力のもとで、琴引浜の保全に取り組むことになった。

その後、喫煙灰による鳴き砂への悪影響が明らかになったことを受けて、浜の禁煙化等を規定した「網野町美しいふるさとづくり条例」が平成 13 年に制定されるなど、行政機関の一定の協力のもとで持続可能な琴引浜の環境保全活動が推進されている（平成 16 年の合併による京丹後市の誕生後も、この条例はそのまま引継がれている）。平成 19 年より 1 日漁師証の取組みを行い、観光客への有料での漁業権一部開放などが行われている。

表 4-8 本取組みの経緯

年 月	事 柄
昭和 51 年	同志社大学教授三輪茂雄氏から、町長あてに鳴き砂の希少性、重要性を記した「琴引浜遊歩道計画に関する要請文」が提出される。
昭和 53 年	琴引浜が名勝として網野町指定文化財となる。
昭和 57 年	鳴き砂が天然記念物として網野町指定文化財となる。
昭和 61 年	民間業者のリゾート開発計画が持ち上がり、翌 62 年に「琴引浜の鳴り砂を守る会」を発足。
平成 6 年	網野町にて「全国鳴き砂サミット」第 1 回開催（以後毎年会場を変え開催） 琴引浜にて「はだしのコンサート」開催（以後毎年開催）
平成 7 年	京都府知事より自然環境保全功労賞、「全国鳴き砂ネットワーク」設立。
平成 8 年	(社)全国海岸協会より「海岸功労賞」表彰、琴引浜「残したい日本の音風景百選」「日本の渚百選」選定
平成 9 年	「ナホトカ号」流失重油大量漂着。作業員 12,700 人、回収重油 250 トン
平成 10 年	守る会が環境庁より「地球環境保全功労賞」表彰
平成 11 年	琴引浜、全国初の禁煙ビーチの取組みを始める。
平成 13 年	「網野町美しいふるさとづくり条例」施行・琴引浜特別保護区域指定
平成 14 年	「琴引浜鳴き砂文化館」（日本ナショナルトラスト建設）オープン
平成 16 年 4 月	丹後 6 町合併により、京丹後市誕生
平成 19 年	国指定天然記念物及び名勝に指定、一日漁師証の発行始まる。
平成 22 年	世界ジオパークネットワーク加盟認定(「山陰海岸ジオパーク」の一部)。

(出典：「琴引浜の鳴り砂を守る会設立 20 周年記念誌（2008 年 3 月発行）」)

## ■ 本取組みで行われた総合的沿岸域管理

禁煙化を規定した「網野町美しいふるさとづくり条例」では、海岸管理を担う地域の取組みの認定について規定している。すなわち、琴引浜は特別保護区域に指定され、条例にもとづく認定環境保護団体である守る会が、喫煙禁止等の管理活動を主体的に実施できるようになった。なお、この条例の制定には、平成 11 年の海岸法改正によって琴引浜の日常的な管理が旧網野町に移ったことも一つの背景となっている

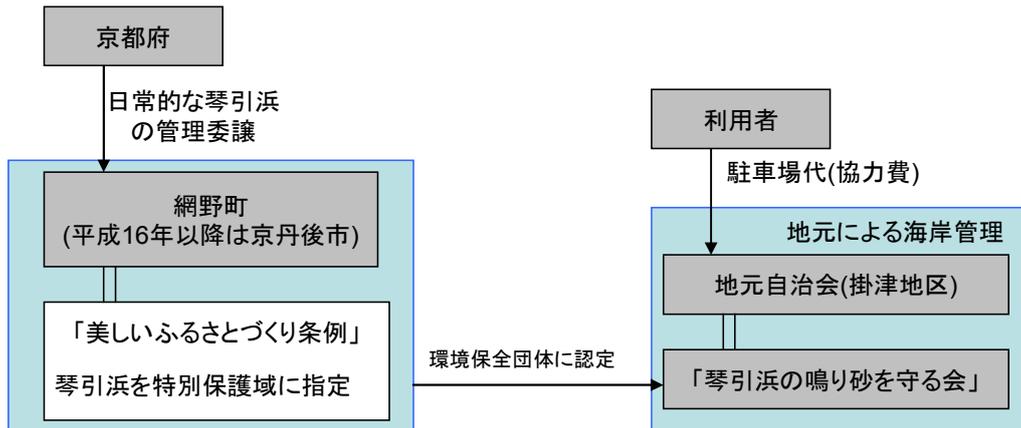


図 4-31 琴引浜の現在の海岸保全体制の模式

## ■ 取組みの内容

### □ 「琴引浜の鳴り砂を守る会」設立～「網野町美しいふるさとづくり条例」制定

#### ➤ 体制

昭和 62 年に地元掛津・遊地区の住民を中心に守る会は設立され、事務局は旧網野町の教育委員会が担当することとなった。特に地元掛津地区は全世帯が会員となり、住民は組を作って組長を選出して地区観光部として定期的な浜清掃を担当し、自治会役員とともに浜の保全に取り組むこととなっている。守る会の役員には、掛津・遊両地区の自治会の役員が必ず入り、連携を図ることになっている。

#### ➤ 予算、制度・計画

守る会の運営は、会員からの会費を中心に義援金・講演料などで賄われた。条例制定以前は特に行政機関による制度・計画はないが、琴引浜は指定文化財であり、旧網野町教育委員会の文化財担当者が事務局長を務め、活動を支援した。

#### ➤ 課題

活動資金が確保されておらず、ボランティアがベースの活動であった。また活動拠点がないことが課題であり、博物館建築の申し入れが旧網野町に対して行われた。

➤ 成功要因

守る会による海岸保全活動は、専門家や多くのボランティアの参加が外圧となり、地区住民の自主的な活動であった。また外部からの刺激が、マンネリ化を防ぎ、はだしのコンサートの開催や「全国鳴き砂ネットワークの設立」などを通して、守る会の存在意義が高まった。京都府知事からの自然環境保全功労賞、(社)全国海岸協会からの「海岸功労賞」表彰、環境庁からの「地球環境保全功労賞」表彰などの守る会への評価や、「残したい日本の音風景百選」や「日本の渚百選」への琴引浜の選定なども活動の継続に貢献した。



図 4-32 ゴミのない琴引浜の光景

□ 「網野町美しいふるさとづくり条例」の制定～現在

➤ 体制

守る会は、京都市東山高校地学部の実態調査を受け、タバコの灰が鳴き砂に悪影響を及ぼすと琴引浜を禁煙ビーチにしたが、拘束力のない取組みの継続は困難であった。そこで、町は守る会の後押しをすべく、法律の専門家を交えた条例づくりを開始された。住民への情報公開も行い、煙草・花火・キャンプ・炊飯の禁止というように、実態に即した「網野町美しいふるさとづくり条例」が平成13年制定された。

条例にもとづいて琴引浜が特別保護区域に指定され、守る会が環境保護団体に認定された。これにより守る会が、海岸清掃等の管理活動を主体的に実施している。

➤ 予算

地元自治会と協力して駐車場の収益を海岸管理費用にあてている（駐車費用の名目を、「駐車券」から「清掃協力費」に変更）。

➤ 制度・計画

条例により琴引浜は特別保護区域となり、守る会は環境保護団体として認定された。これにより、琴引浜の沿岸管理が行えることになり、平成15年に海水浴客に禁煙、花火禁止等の指導・啓発のための海岸パトロールを開始した。自治会は駐車場代を徴収し、海岸清掃者を雇用し、海岸保全に取り組むようになった。

➤ 課題

近年、観光客の減少が見られ、駐車場収益の減少が懸念されている。ジオパーク認定に伴う観光活性化の積極的な取組みなどが、明るい展望である。

➤ 成功要因

平成14年「琴引浜鳴き砂文化館」ができ、守る会の活動拠点となり情報発信の場ができたことが、取組みの継続に大きく寄与している。



図 4-33 琴引浜鳴き砂文化館(左)と浜の入口にある注意を促す看板(右)

## ■ 沿岸域の総合的管理に資する特徴

### 旧網野町の担当者による支援が守る会の活動を成功に導いた

事務局長を務めた旧網野町の教育委員会担当者が、琴引浜の保全活動に共感し、異動後も守る会の活動を続けたことが、守る会と行政のパイプ役となり、守る会の活動・運営の継続や、「網野町美しいふるさとづくり条例」制定に大きく貢献した。

守る会設立当初に事務局長を務めた網野町教育委員会の文化財担当者は、琴引浜とは異なる地域の出身であったが、担当ということで守る会の事務局業務を行い、運営を軌道に乗せた。琴引浜の保全活動に共感し、職場の異動が決まったときもボランティアとして事務局長に留まり、行政と守る会のパイプ役を果たした。鳴き砂の浜を守るために海岸を禁煙とし、その活動の後ろ盾となる条例が必要になったときも、旧網野町の企画課長として条例制定に向けて積極的に取組んだ。なお、条例の制定には法律の専門家の協力を得ており、実効性の乏しい罰金等の禁煙違反への罰則規定を削除するなどの現実に対応が行われた。

### 持続可能な活動を支える経済的な裏付け

掛津地区には地域で支えあうというルールがあり、琴引浜の保全活動にも生かされている。地区の浜にある駐車場の収益を自治会で管理し、琴引浜の清掃活動や地区の環境保全に使い、地域の生活環境整備に役立てている。

掛津地区には、従来駐車場代を地域に役立てるというルールがあった。守る会の設立により、鳴き砂は自分たちで守ると、浜の清掃、保全活動は自治会が担当するという役割分担が行われ、地区住民が活動を続けた。その活動をより持続可能とするために、地区の駐車場の収益を清掃協力費として自治会が徴収し、それを資金として通年人を雇用し清掃活動を行うようにした。これにより、ボランティアなどの負担感もなく、保全活動を継続できるようになった。

「自然環境保全功労賞」（京都府、平成 7 年）や「地球環境保全功労賞」（環境省、平成 8 年）などの数多くの外部からの評価も、地域における活動の励みとして取組みの継続に貢献した。また、琴引浜の先進的な活動に魅せられた大学等の研究者と交流を続け刺激を続けていることも、地域の人たちを元気づけている要因となっている。

## ■ 参考資料

琴引き浜の鳴り砂を守る会設立 20 周年記念集「鳴き砂とともに歩む」、「鳴き砂の保護」（地球情報研究知シリーズ 2）、「一般公共海岸における取組事例について」（琴引浜の鳴り砂を守る会）、「京丹後市美しいふるさとづくり条例」